

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
上越市市民交流施設 高田公園オーレンプ ラザ	上越市本城町8番1 号	ホール	661.80	平成29年9月29日
		スタジオ	158.90	
		多目的室	63.30	
		研修室	62.40	
		会議室	45.70	